

令和2年3月25日

第134回 遠野市農業委員会総会議事録

第134回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年3月11日
告示番号 遠野市農業委員会告示第4号
会議年月日 令和2年3月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎 大会議室
出席委員 2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、5番 佐々木誠一、
6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 1番 菊池靖

会議に出席した職員 事務局 長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今 英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第134回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農政専門委員会に付議した事項について
議案第69号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第70号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第71号 農用地利用集積計画の決定について
議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第73号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第74号 非農地判断の取消について
議案第75号 農地等を取得する場合の下限面積（別段の面積）の設定につ
いて
議案第76号 令和2年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について
協議第1号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を10番、多田靖志委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第134回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。1番、菊池靖委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席しました会議等の内容について報告いたします。報告書をご覧くださいと思います。 2月25日から3月13日まで、令和2年3月遠野市議会定例会。これに関しては3月2日、●●●●●議員から一般質問を頂戴して答弁してございます。 3月1日、令和2年度飯豊・沢田地区営農組合総会に出席してございます。 3月8日、市勢振興功勞者、●●●●●氏の火葬に参列してございます。 3月18日、令和2年度エゴマ栽培の取り組みに係る■■■■との打合せに私と田中ナオ子委員、佐々木恵美子委員、事務局で■■■■の方に対応してございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局	長	<p>事業経過報告書をご覧ください。 3月4日、地域農業マスタープラン集落話し合い、荒屋の話し合いが行われまして附馬牛地区の農業委員、推進委員が出席しております。 3月9日、アスト通信の放送収録を行いました。 3月10日、農地法等申請締切日でした。 3月11日、アスト通信放送日で、農地転用等について周知いたしました。 3月13日、令和元年度第12回遠野市農業委員会運営委員会を開催しました。 3月16日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 3月18日、令和元年度第3回農政専門委員会を開催しました。 3月19日、農業委員会だより、遠野盆地の発行。そして令和2年度農業労賃標準額表をあわせて全戸配布しております。 3月23日、令和元年度第13回遠野市農業委員会運営委員会を開催しました。 そして本日、総会を開催しております。総会后、令和元年度第7回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。 3月26日以降の主な行事予定です。 4月1日、新採用職員辞令交付式。定期人事異動に伴う辞令交付式。 4月7日、令和2年度第1回農地専門委員会。 4月10日、農地法等申請締切日。 4月16日、農地転用等現地確認調査。 4月22日、令和2年度第1回遠野市農業委員会運営委員会。 4月24日、第135回遠野市農業委員会総会。令和2年度第1回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会。 報告は以上です。</p>
議	長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>

事務局 長	<p>1 ページです。報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出に係る専決処分 の報告についてです。農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、遠野市農業委員 会規則第 5 条第 2 項の規定により専決処分したので同条第 3 項の規定により報告する ものです。件数は 3 件です。備考欄の方の死亡によりまして取得者が農地を取得した ものであります。すべて息子さんが相続したものです。番号 2 番につきましては担い手 に貸している状況です。それ以外は相続者が管理している状況です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局にその内 容を説明いたします。</p>
事務局 長	<p>2 ページです。報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定により、農地又は採草放牧地の解 約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数 は 2 件です。</p> <p>番号 1 番、この後議案第 72 号 4 番で関連がありますが、15 ページになりますけれど も、売買の関係で今回農地の契約を解約するものであります。</p> <p>番号 2 番、借人の健康上の理由によりまして農地の貸借を解約するものであります。 その後の農地の管理につきましては地元の農業委員さん、推進委員さんが検討してい るところです。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第 3 号、農政専門委員会に付議した事項について報告します。令和 2 年度 事業計画（案）等について、令和 2 年 3 月 18 日に開催した令和元年度第 3 回農政専門 委員会で協議した結果について、佐々木誠一農政専門委員長から報告を受けましたの で私の方から総会への報告をいたします。</p> <p>「令和 2 年度事業計画（案）」では、新制度に移行して 3 年度目となる当農業委員会 が引き続き「農地利用の最適化の推進」に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委 員が連携して取り組んでいくこと。また、令和 2 年度は平成 30 年度から取り組んだ農 家意向調査の結果を踏まえて、地域農業マスタープランの実質化のための話し合い活 動のコーディネート役（進行・調整役）を務めていくことも重要な任務と位置付けて おります。なお、会議の中では、地域の話し合いにあっては国・県の掲げる集積目標 への到達を第一とするのではなく、次代の農業者が希望を持って農業ができるよう「農 地利用の最適化」につながるプランの策定に取り組み、実践活動を行っていくもので あることをあらためて議論し、確認したとのことでした。事業計画（案）については 本日議案第 76 号としてご審議をいただくこととしております。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第 33 条の 2 の規定に基づいて報告といたします。 農政専門委員会の皆様ご苦勞様でした。</p>
議 長	<p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは 配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりま すので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第 1】</p> <p>日程第 1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第</p>

	<p>13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に11番、佐々木義弘委員、12番、鈴木重徳委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>第134回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計5件、15,926㎡。</p> <p>利用集積、今月計47件、213,311㎡。</p> <p>法第4条、ございませんでした。</p> <p>法第5条、今月計6件、7,641.976㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、861㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、18,497㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第69号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>5ページです。議案第69号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、借受人、貸出人の両者はこれまで基盤法で賃貸借契約をしておりましたが、期間満了により農地法第3条での貸し借りをを行うものです。</p> <p>番号2番、貸出人は労力不足により耕作できないため貸し付けるものです。借受人は貸出人の要請により借り受けるものです。</p> <p>以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>16日、事務局、農業委員、推進委員4名で現地確認いたしました。書類上の変更ということで何ら問題ございません。</p>
議 長	<p>●●●地区推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>3月16日、推進委員2名、農業委員1名、事務局2名にて現地確認しましたが、特に問題ありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
9 番 委 員	<p>確認ですけれども、借受人の年齢49歳となっておりますが、借受人は49歳ではありません。70何歳だと思いがすが。</p>
農 地 係 長	<p>お答えいたします。借受人についてはこのとおり、お名前の方で年齢は間違いございません。先ほどの70何歳の方は借受人のお母さんでいらっしゃるようで、今回の申請については娘さんで、この記載のとおりの方で申請がなされております。</p>
議 長	<p>その他、質疑等ございませんか。</p>

		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第69号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第3】
議	長	次に日程第3、議案第70号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係	長	6ページです。議案第70号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、2番、譲受人は同一人でありまして、申請地はいずれも譲受人の自宅と隣接しているところです。番号1番については譲渡人が県外に居住し耕作できないことから譲り渡すものです。番号2番については面積が小さく耕作不便であることから譲り渡すものです。いずれも申請地につきましては以前に苗代として使っていた場所ということになります。 番号3番、譲渡人は市外に居住し耕作できないため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。 以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		3月16日、事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認をいたしました。事務局の説明のとおり、1番、2番については譲受人の自宅のすぐ後ろにあるということで、1番については譲渡人の耕作予定がないということになっております。2番についても面積が小さく隣接しているということで、両方とも本人の希望で譲り渡したいということです。3番については11月の農地相談会で相談を受けた案件でありまして、親戚関係でありまして、売りたいという本人同士の希望で、問題ないと判断しました。よろしくお願いたします。
議	長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第4】
議	長	続きまして日程第4、議案第71号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。

事務局次長	<p>7ページです。議案第71号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は47件、内訳は利用権設定の新規が16件、更新が31件となっております。</p> <p>番号1番から8番まで、更新です。</p> <p>番号9番、新規で、契約期間3年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号10番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号11番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号12番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号13番、新規で、契約期間1年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号14番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号15番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号16番、17番、更新です。</p> <p>番号18番、新規で、契約期間1年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号19番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号20番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号21番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号22番、更新です。</p> <p>番号23番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号24番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号25番から28番まで、更新です。</p> <p>番号29番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号30番から40番まで、更新です。</p> <p>番号41番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号42番から44番まで、更新です。</p> <p>番号45番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号46番、47番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号13番及び番号24番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。番号13番及び番号24番を除く45件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p>

	<p>おり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】 続いて日程第6、議案第73号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>17ページです。議案第73号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請者は昭和38年と平成10年に物置、昭和51年乾燥場を建築し、隣接する宅地と一体的に利用していたものです。今回、息子が家を建てるため土地を確認した際に農地であることが判明いたしました。当時、申請人が農地法の手続きが必要なことを確認していなかったと思われるものです。</p> <p>以上1件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当農業委員、お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>3月16日、農業委員3名、推進委員2名、事務局2名で現地を確認いたしました。場所は■■■■■の、後ろが猫川ですが、猫川の堤防沿いに位置しております。畑となっていますが石ころというか、河原といったところがございます。この方はタバコの耕作者でございましてタバコの乾燥場を設置していました。周りには支障をきたすものもありませんでした。以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第73号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】 続いて日程第7、議案第74号、「非農地判断の取消について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>18ページです。議案第74号、非農地判断の取消について説明いたします。令和元年12月24日開催第131回総会議案第56号において非農地と判断した下記について、農地である旨の申し出がありましたので判断の取消を求めるものです。</p> <p>番号1番、所有者から令和2年3月8日付けで農地である旨の申し出がありましたので取消の判断を求めるものでございます。内容、詳細につきましては議案書にあるとおりになっております。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	山本です。3月16日、農業委員1名、推進委員2名、事務局2名の計5名で現地確認しました。現在の状態は原野でしたが、刈り払いしてしまして手入れはされた状態でした。どのような目的で取り下げになったのか分かりませんが、手入れはされていますので、取消は適切だと思いました。以上です。
議長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
12番委員	鈴木です。今回、取消をしたいという案件ですけれども、例えばこの人がこれから5年放っておいて5年後にやはり非農地にしたいということは可能なのですか。
事務局長	現況によっては、可能です。
議長	その他質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第74号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第8】 続いて日程第8、日程第75号、「農地等の権利を取得する場合の下限面積（別段の面積）の設定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	19ページです。議案第75号、農地等の権利を取得する場合の下限面積（別段の面積）の設定についてです。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、農地等の権利を取得する場合の下限面積（別段の面積）の設定及び設定区域を下記のとおりとすることについて、承認を求めるものです。下限面積（別段の面積）につきましては10アールとし、設定区域につきましては遠野市の全域ということで設定いたしたいというところがございます。ご審議よろしくお願いたします。
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第75号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第9】 続いて日程第9、議案第76号、「令和2年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について」を上程いたします。事務局に申し上げます。簡単明瞭に説明願います。
事務局長	議案第76号、令和2年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について。令和2年度遠野市農業委員会事業計画等を別紙（案）のとおりとすることについて、承認を求め

るものです。令和2年度遠野市農業委員会事業計画（案）をご覧ください。こちらにつきましてもベースが令和元年度の事業計画です。それに二重線を引いているところにつきましても農政専門委員会で確認したところですので。太い線で引いているところについては運営委員会で直したものです。取消線につきましても農政専門委員会にあげた段階で事務局のほうで削除した部分です。

1の基本方針ですけれども、今年度は3年目となりまして次期農業委員、農地利用最適化推進委員が選任されるということです。農地等利用の最適化の部分について①②③と打ち出しています。特に平成30年度から取り組んだ農家意向調査結果を踏まえ、「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実質化」を進め、地域での話し合い活動に参画し、プランの策定に取り組み、実践につなげるとなりました。

2の主要課題につきましても、農業委員会は次代の農業者が希望を持って農業ができるように、「農地利用最適化推進活動方針」に基づき「農地等の利用の最適化の推進」に積極的に取り組みとしました。（4）につきましても農地パトロール、（5）につきましても農地制度を適正かつ円滑に執行するために、農地制度を理解して現場活動を行う必要があることから、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員は研鑽の機会を活かし能力の向上に努めるとしました。

IIの所掌事務執行計画については、（8）農地利用最適化推進委員の総会、専門委員会への参画としました。総会に参画していますので「総会」を加えました。「必要の都度」といたしまして「意見を述べる」というのも加えました。

4の広報活動のところ「遠野盆地」を加えまして、「各町」となっていたのを「各地区」と直しました。

5の主な事務・事業の部分で、（1）については「励行」となっていたのを「周知」と直しました。元年度は（10）で終わっていましたが、それに1つ加えまして、（10）地域農業マスタープランの実質化を加えました。「地域農業マスタープランの策定に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員は、地区での話し合い活動に参画し、コーディネイト役（進行・調整役等）を務める。プラン策定後は実践活動を行う」といたしました。

最後、6ページをご覧ください。2の全国農業新聞の普及拡大のところですが、また、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員の皆購読を目指すという部分は削除しました。現在、ほとんどの農業委員、推進委員、事務局職員が入っております。まだ若干2、3名の方が入っておりませんが、入る見込みが立っておりますので、この部分は削除しました。3の農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書、これにつきましても、農業委員、推進委員は日常の農業委員会活動を記録し毎月提出する。記録した内容を地域課題の解決、農業施策等意見のまとめ、委員相互の情報共有に活かし、農業委員会活動の「見える化」につなげるといたしました。活動報告書は交付金の関係もありまして農業委員会活動のベースになるものですから、一生懸命活動されていても報告書に記載されていないと、いくら口で言っても世の中の人には認めませんので、記載して報告していただきたいと思っております。

7ページですが、令和2年度遠野市農業委員会予算書です。歳入、歳出ともに令和2年度の予算は56,533千円です。元年度に比べまして3,468千円減っております。その主な理由は歳出の方ですけれども、臨時職員の賃金が令和2年度は今のところ求めておりません。アウトソーシングになりまして、その他の方で見るということになっていましたので、その部分が減っております。

簡単ですが報告、説明は以上です。

議長

説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番委員

6番、佐々木です。1ページの基本方針の中で二重線になっている部分、平成30年度から取り組んだ農家意向調査結果を踏まえ、とあるわけなのですが、ご確認していただきたいのですが、農家意向調査の結果を基に農業委員会としてはどのような活動をしていくかというのは、具体的なものとして確認されましたか。確認事項として確認されたのでしょうか。

事務局 長	<p>農家意向調査につきましては農業委員、農業委員会の自発的な行動で行ったものです。その後人・農地プランの実質化が出てきて、その中にアンケート調査がありました。よって、そのアンケートを兼ねて農家意向調査を進めてきました。これから人・農地プラン、地域農業マスタープランの話し合い活動がありますけれども、その時にアンケート、農家意向調査の内容は話し合いの中に示されます。その中で担い手、後継者がいるかどうか、農地の管理がどうなっているか、そういうのが話し合われていきます。具体的に申し上げますと農業委員会の担当は農地の貸し借りとか売買とかが主な仕事になります。意向調査の中にも農地を借りているとか、貸したいとか、売りたいとか、そういった意向がありますので、その部分については地域農業マスタープランの取り組みと合わせて農業委員会の業務として令和2年度やっていく必要があるのかなと思ひまして、このような形としました。</p>
6 番 委 員	<p>●●地区におきましてマスタープランの説明会が行われていませんので、具体的にどういう内容でマスタープランの説明会が行われているのかちょっと分からなかったのですが、今の説明でマスタープランの説明会の中で意向調査の結果が伝えられてそれに基づいてやって行くということによろしいでしょうか。</p>
事務局 長	<p>意向調査の結果は話し合いの資料として提出します。地域農業マスタープランの、5年後に農地をどうするかとか、そういうのを話し合っていきます。5年後の話ですけども、その時に、例えば今貸したいという意向がある人について、誰に貸すかとかは農業委員会の仕事になるわけですから、それと合わせて取り組んでいく必要があるのかなと思ひます。具体的にその辺の資料については大体できていますが、ちょっと見づらいもので、今日はお渡しできませんでした。前回の総会で青笹の推進委員さんからそういったものが資料として必要なのではないかとお話しがありました。運営委員会でも協議して大体は決まったのですが、資料としてまだ整っていない部分がありましたので、4月の総会でお出ししたいなと事務局では思っています。農地を貸したい人、売りたい人、借りたい人、買いたい人、そういったものを出せばいいなと思っておりました。</p>
議 長	<p>各地区のマスタープランの段階で地図化というものもありますので、その作業を今、農林課で進めています。1人でやっている状態なので、今までは2カ所、●●と●●●はやっています。それ以外の地区もほぼ完成しているところなのですが、その辺の日程に関しては次の総会後の検討会で、詳細は説明していただくことになっております。</p> <p>その他質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p>
事務局 次長	<p>事業計画等の「等」にあたる部分ですけども、資料を2部お配りしておりました。1つは令和元年度の活動の点検・評価、もう1つは令和2年度の活動計画でございます。これらは全国の農業委員会が決められたひな形で作って公表しているもので、毎年度3月総会でご審議いただいているものです。</p> <p>令和元年度の活動の点検・評価についてご説明いたします。</p> <p>最初に農業委員会の状況。農林業センサスであったり、農地台帳であったり、作物統計であったり、そういった統計数字をこちらに記載しております。それから農業委員会の体制ということで記載しております。</p> <p>資料めくっていただいて2ページをご覧くださいと思います。ここから農地利用の最適化を書き込んでいるページになっております。</p> <p>最初に担い手への農地の利用集積・集約化についてです。令和2年3月現在、管内の農地が7,070ヘクタール、これまでの集積面積が2,799ヘクタール、集積率が39.6パーセントになっております。この数字は農業委員会で、3条、基盤法、中間管理事業、</p>

特定作業受委託まで含めた遠野市全体の集積率となっております。数字の元は農林課で調整した数字となっております。令和元年度の目標及び実績ということで目標は3,550ヘクタールということで、85パーセントの集積を目指して、指針として農業委員会で立てているものの、元年度の数値に対して先ほどの2,799ヘクタールでして、達成状況は78.8パーセントとなっております。3番の活動実績ということで市と農業委員会で連携して、ということで記載をしておりますし、4番の評価の部分では、令和元年度においては新たな取り組みであるマスタープランの実質化のための話し合いに向けて、市と情報交換や研修をして準備を行った、という内容でまとめております。

次のページが新規参入の部分で、これも農林課での数字になります。28、29、30と状況がありまして、2番に令和元年度の目標及び実績ということで、目標は13経営体ですが、新規参入は3経営体、達成状況は23.1パーセントとなっております。活動実績は、市と連携して相談対応等の支援を行った。それから目標及び活動に対する評価ということで、各地域推進班の農地利用最適化活動計画により新規参入の促進に関する情報把握や支援に努めたとしております。

資料めくっていただきまして、遊休農地に関する措置に関する評価ということで、現状及び課題ですが、令和2年3月末現在、管内の農地面積に対して遊休農地が7.2ヘクタール、割合が0.10パーセントになっております。課題としては、遊休農地の状況や利用する場合の問題等の詳細を確認し、解消等の妥当な方策を検討していく必要があるとしております。2番目の解消面積の実績は農林課の再生事業を使って解消を図っている部分の、再生協での実績値となりますけれども、0ヘクタールということで、下の4番の活動に対する評価にかっこ書きで書いておりますけれども、解消事業は実施されましたけれども、作付け再開までに至っていないため0ヘクタールとなっております。3番目に赤い字で入れておきましたけれども、利用意向調査の部分です。調査数が19筆で調査面積が2.1ヘクタールとなっております。

5ページが違反転用への適正な対応ということで、違反転用は現在0件でございます。

6ページが農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、1番目が農地法3条に基づく処理件数です。1年間の処理件数が90件、許可件数が90件です。2番目が農地転用に関する事務ということで、1年間の処理件数が50件となっております。3番目が農地所有適格法人からの報告ということで、15法人ありまして12法人から報告書をいただいております。3法人はこちらの資料に書いている理由によって提出がなかった状況であります。情報提供ということで、賃借料情報の調査対象件数が215件、令和2年2月に公表しております。農業委員会だよりの方にも掲載しております。農地の権利移動等の状況把握ということで対象件数が1,429件、令和2年3月に取りまとめて県へ報告しております。それから台帳整備、対象面積は6,862ヘクタール。毎月の更新と年1回、固定資産・住基情報と突合を行っております。

次のページに、意見等については特になかったので空欄としております。

公表等についてはホームページに公表しているとなっております。

点検・評価については以上となります。

次に活動計画ということで、令和2年度の目標値とありますけれども、こちらの資料をご覧くださいと思います。

2ページ、担い手への農地の利用集積・集約化。こちらにも39.6パーセントと集積率の現状を記載しまして、令和2年度の目標値が4,065ヘクタールということになります。農業委員会で平成30年3月にいただきました指針による数値から引きますと4,065になりますが、実際の集積率はここ数年概ね40パーセントで推移しているため1パーセントでも多く向上できるように取り組む、といった内容で記載しております。活動計画は地域農業マスタープランの実質化のための話し合い活動を通してコーディネーターを務め、農家意向調査で把握した貸し借りや売買への対応ということで集積率の向上に努めていくと計画しております。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、県が主導で作成されておりますプランの13経営体が年度目標値になりますけれども、市と連携して取り組んでいくという内容になります。

遊休農地に関する部分ですけれども、令和元年度の遊休農地の面積が7.2ヘクター

	<p>ル、割合が0.10パーセントでした。解消目標の計画というのが、再生協で、3ヘクタール解消していくという内容で、それに対して農地パトロールを毎年度行っておりますけれども、計画ということで続けております。</p> <p>違反転用への適正な対応ということで、違反面積は0ですが、農地パトロールの継続実施や農業委員会だより等で呼びかけ継続ということで活動計画をしています。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
8 番 委 員	8 番、河内です。点検・評価の、7 ページの農地所有適格法人からの報告への対応ということで、前回の総会で発言をさせていただきました。それに関する件なので、まず報告からいただければと思います。事務局の方からいただければと思います。よろしくお願いいたします。
事務局次長	<p>前回、農地法のテキストに農地所有適格法人の要件審査を総会で行うという内容が書かれているということで、ご質問をいただきました。岩手県農業会議の方に指導を仰ぎましたところ回答をいただきました。こちらのテキストには、そのまま読むと誤解を受けるような表現で記載されている内容になっているということです。総会にかけるといふ部分が、要件について満たされない法人に対して農業委員会として勧告の手続きを行う際には農業委員会の総会にかけて議決を行う、といった意味合いのものを書き表しているものだったということでした。通常要件審査は、農業委員会のほうで確認をする取り扱いでよろしいということで指導いただきましたので、報告いたします。</p>
8 番 委 員	要件審査のほうは事務局で確認するということがございましたけれども、委員会全体としては確認をしていないという状況だったわけですね。その過程をご説明ください。
事務局 長	<p>今、次長が説明した解釈は、総会にかけるといふ場合は勧告をする場合、勧告するというのは権限が強い内容です。その場合は意見通知になります。最初に要件審査をするときも意見通知します。法人が運営していく中で毎年計算書とかいただきますけれども、その部分での要件審査については事務局でやればよいということになっていました。なので、その部分については総会には出さなくていいと解釈しています。</p>
8 番 委 員	<p>関連ですけれども、出さなくてもいいわけですから、7 ページのところからいくと15法人のうちで欠けるところがどうしても出てくる、出てきた場合は農業委員会として指導をするとか、農地をあっせんするとか、極端な場合国が買い取るとか、そういったところまで書かれてあります。ということは重要な案件だということで報告なり、総会でもそういったことを確認しておく必要があると思います。ないということは、7 ページのところですが、対応方針、状況について空欄になっておりますけれども、書きにくいとは思いますがどうなのでしょう。書かないにしろ一般的には確認作業をするというのが一番だと思うのですが、事務局だけでいいものかどうかと思います。</p>
事務局 長	これは議案に載せたほうがいいですか。
8 番 委 員	載せなくていいです。
議長	暫時休憩します。
	(休憩)
議長	それでは再開しますけれども、次の検討会がありますので、この総会は1時間以上

議 長	<p>過ぎましたけれども継続します。 それでは質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第76号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【協議事項】</p>
事務局次長	<p>次に協議第1号、「農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p> <p>協議第1号、農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について、ご説明いたします。資料をご覧くださいと思います。令和元年度の農地利用最適化交付金の成果実績及び活動実績により支給が可能となる、上乗せ報酬の支給方法を下記のとおりとすることについて、協議するものです。なお、参考までに、昨年度は均等配分で1人資料記載の金額を支給しています。昨年度は、農地利用最適化交付金は活動実績分のみという内容でした。</p> <p>資料1番、上乗せ報酬額の計算ですが、1番として基本報酬として載せております。それから今回の2番、上乗せ報酬、青い色で資料に示しておりますが、報酬の財源になるものがその下に資料に記載しておりますけれども、一般財源、農業委員会交付金、農地利用最適化交付金（成果実績）、それと農地利用最適化交付金（活動実績）とあります。基本報酬の合計額が●●,●●●,●●●円ありますが、これに対してまず一般財源ということで、市で負担するという内容になっております。それから農業委員会交付金がありまして、農地利用最適化交付金は資料右端に合計がありまして●,●●●,●●●円、このうち●,●●●,●●●円があたりまして基本報酬額に対応するものとなっております。農地利用最適化交付金の成果実績分●,●●●,●●●円から基本報酬額にあてたものの残りの金額が上乗せ報酬の成果実績分の財源になります。農地利用最適化交付金の活動実績分が●,●●●,●●●円ありまして、これが上乗せ報酬の活動実績分財源となっております。配分方法は、今回提案するのは成果実績分については均等配分で1人●●,●●●円、活動実績分については活動実績に応じた配分でございます。成果実績分の内訳ということで下に記載しております。農地集積実績と遊休農地に対する農地パトロール等の活動で評価されて成果実績として交付金が来るものです。令和元年度においては、農地集積分は●円、遊休農地分が●,●●●,●●●●円で、内訳が評価点●点でこれを●で割ったものに委員数●●人×月額●●,●●●●円×●●カ月というのが根拠になっております。活動実績分は令和元年度から交付金の計算方法が変わっておりまして、実質化に合わせた活動に対応するように交付金の内容が変わっていきまして、活動報告書に基づいた交付金上限算定表による活動実績金額ということで、委員の皆様から提出していただいた活動報告書のうち活動ア、イ、ウとありますが、交付金の対象となる活動を委員さん1人1人ごとに、月ごとに計算して合計値を求める内容となっております。活動アは農家意向調査、話し合い活動等にあたるもので、イは農地集積・集約化、相談を受けて貸し借りの話をまとめた、といった部分が対象となっておりますし、この後予定している検討会もイの対象となっております。ウは農地パトロールに関する取組が対象となります。こういった部分で活動報告書に基づいてまとめた金額が●,●●●,●●●●円で、端数が調整されて●,●●●,●●●●円が活動実績分としてきます。これに応じた部分を配分する内容としていきます。</p> <p>資料2番に上乗せ報酬の支給額ということで、封筒の中に委員さんそれぞれ個人の分を資料として入れておりました。それがお1人ずつの金額になります。</p>

事務局 長	<p>3番、上乘せ報酬の手続き及び根拠ですが、この後、市長決裁によって支給してまいります。根拠条文はただし書きで「特に必要と認めるときには、予算の範囲内において市長が定める額を加算することができる。」によるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>個々の部分について簡単に説明させていただきます。皆さんの封筒の中に自分がいただく上乘せ報酬計算表がありますので、それをご覧ください。</p> <p>1枚目には自分がもらう金額、2枚目にその根拠、遠野太郎さんとして載せていました。遠野太郎さんで説明をしたいと思います。皆さんと用紙は同じです。計算方法を書いていました。4月から3月までの部分で、4月をちょっとご覧ください。アの活動日数が1日ありました。単価●,●●●円×●日÷●と●の合計の1日で●,●●●円となる計算です。5月はイが●日ありました。●,●●●円×●日÷●と●の合計で●+●で●,●●●円となります。8月はアとイがあってもあるのですが、アとイがある場合は計算しないとなっていました。こういう計算で求めた数値の合計が遠野太郎さんの場合は●●,●●●円でした。合計額●,●●●,●●●円の中で●,●●●●,●●●●円が交付金としてきていますので、それを案分して●●,●●●●円となります。これが活動実績分になります。成果実績については●,●●●●,●●●●円を●●人で割ると●●,●●●●円になります。●●円が何としても割り切れなかったのが●●円は一般財源の方からいただきました。●●,●●●●円。それを足しますと●●●●,●●●●●円となります。こんな形で計算されているということです。大体平均が●●●●,●●●●●円とのことです。それぞれの活動内容によって金額の大小がありますのでこのような形でお示しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それぞれ、皆さんの方に令和元年度上乘せ報酬個人ごと計算表が入っていると思いますので、その一番下の額を確認してもらえればいいかと思います。</p> <p>それでは、説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
議 長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について」は提案のとおりといたします。</p>
議 長	<p>【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
議 長 事務局次長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>事務局からありませんか。</p>
農地係 長	<p>事務局から1点だけ。皆さんにお配りした封筒の中に、農業委員さんだけになりますけれども、活動報告書の用紙を入れておりましたので、4月分を5月11日までにお願いますということで、前の年度と変更になっている点はありませんのでよろしくお願いたします。あと、推進委員さんの方には現地確認のときに今までどおりお配りしましたので。</p>
議 長	<p>すみません、2月の総会の際に農業者年金の加入推進の報告書提出について、本日の総会のときにご提出をお願いしていた分なのですが、今日お持ちになっている方はお帰りの際に私までご提出をお願いいたします。今日お忘れになった方も、3月中にご提出をいただきますようによろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>あとは、事務局。</p>

<p>事務局 長</p> <p>議 長</p>	<p>ありません。</p> <p>【閉会】 それでは、以上をもちまして第134回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様 でした。</p> <p>午後3時10分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>
-------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------